

各都道府県知事 殿

公益財団法人都道府県センター 理事長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和2年法律第69号。以下「改正法」という。）は、本日（令和2年12月4日）付けで公布・施行され、併せて、「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令」（令和2年政令第341号）についても同日付けで公布・施行されました。

今回の改正にあたっては、平成30年11月に、全国知事会から被災者生活再建支援制度の半壊世帯への対象拡大に関する提言が行われて以降、内閣府と全国知事会において意見交換を重ね、令和元年6月25日には、実務者で構成される「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」（以下「実務者会議」という。）を設置し、累次にわたる検討を行い、令和2年7月30日に実務者会議の検討結果報告を取りまとめ、公表したところです。

今回の改正は、このような経緯を踏まえ、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大し、令和2年7月3日以後に発生した自然災害による被災世帯に対する支給について適用するものです。

改正法の施行にあたっては、別紙1「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」に示す今回の制度改正の趣旨等を踏まえ、別紙2「被災者生活再建支援法の施行上留意すべき点について」に示す事項に留意の上、適切な運用に努めるとともに、関係事項を速やかに関係部局及び貴管内の市町村に周知し、被災世帯が円滑に支援金の支給を受けられるようご配慮願います。

また、今回の改正は、被災者の生活再建に関する「公助」の取組を充実するものですが、自然災害からの生活再建については「自助」による取組も重要です。この点については、実務者会議の検討結果報告においても「国、地方公共団体は連携して関係団体とも協力しながら、住民に対し、自然災害に備えた適切な保険・共済への加入を促進するなど、被災時の生活再建に向けた自助の取組を促していく必要がある。」とされています。各都道府県におかれては、別紙3「自然災害における保険・共済の加入促進に向けて」を踏まえ、関係部局及び貴管内の市町村への周知等を通じて、貴管内の住民に対し、自然災害による損害を補償する適切な保険・共済への加入の促進に資する情報提供を行うなど、災害への備えとなる「自助」の取組を促すようお願いします。

さらに、被災者生活再建支援法については、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難

な著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、支援金を支給することとしているところですが、同法の適用となる災害による被災世帯を有する都道府県が、同災害で同法が適用されない世帯に対して、条例等に基づき独自支援制度で支援金を支給した場合、同法の範囲内で支給した額の5割を特別交付税で措置することとされています。現在、多くの都道府県において独自支援制度を創設済みですが、その他の都道府県におかれても、独自支援制度の検討を進めていただくようお願いします。

加えて、被災世帯への支給事務の実施にあたっては、マイナポータルを活用した電子申請や、マイナンバーを活用した住民票の添付の不要化など、被災世帯の早期の生活再建に資するよう、平時よりデジタル技術の活用等による業務の迅速化・効率化を積極的に検討していただくようお願いします。

なお、平成22年9月3日付け府政防第608号の内閣府政策統括官（防災担当）通知中、別紙2については、本通知における別紙2に置き換えるものとします。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について

- ・「法」＝被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令和2年法律第69号）による改正後の被災者生活再建支援法
- ・「令」＝被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第341号）による改正後の被災者生活再建支援法施行令

第1 法改正の経緯及び概要

1. 法改正の経緯

近年、大規模な自然災害が多発しており、平成30年には、大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震が立て続けに発生したことを受けて、同年11月には、全国知事会から、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給対象を半壊世帯まで拡大することをはじめとする本制度のさらなる充実を求める「被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言」（平成30年11月9日全国知事会）が政府に対して行われた。

これを受けて、内閣府と全国知事会において意見交換を重ね、令和元年6月25日には、実務者で構成される「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」（以下「実務者会議」という。）を設置し、今後の本制度のあり方について検討を進めてきた。

今般、令和2年7月豪雨の発生を受け、全国知事会から政府に対して「令和2年7月豪雨による災害への対応及び被災者生活再建支援の充実強化に関する緊急要望」（令和2年7月22日全国知事会）が行われたことを踏まえ、内閣府と全国知事会は、同年7月30日に実務者会議の検討結果報告を取りまとめ、公表した。

今回の改正は、このような経緯を踏まえ、支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大するとともに、令和2年7月豪雨以降の自然災害より被害を受けた世帯に対して、支給対象拡大後の支援金を支給するために行うものである。

2. 法改正の概要

支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）を追加するとともに、同世帯への支給額については、加算支援金として、建設・購入の場合は100万円、補修の場合は50万円、賃借の場合は25万円とする。

また、改正規定は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により被害を受けた被災世帯の世帯主に対する支給について適用することとする。

第2 適用に関する事項（法第2条関係）

自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（法第2条第2号ロからニまでに掲げる世帯を除く。）については、「中規模半壊世帯」として、新たに支援金の支給対象とする。具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満の被災世帯について、中規模半壊世帯として取り扱うものとする。（法第2条第2号ホ関係）

第3 支援金の支給に関する事項（法第3条及び令第4条関係）

(1) 中規模半壊世帯の支援金の支給額については、自然災害においてその属する者の数が2以上である被災世帯（以下「複数世帯」という。）が、①から③までに掲げる世帯であるときは、当該①から③までに定める額を支給する。（法第3条第5項関係）

① その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	100万円
② その居住する住宅を補修する世帯	50万円
③ その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯	25万円

(2) 被災世帯が、同一の自然災害により（1）の①から③までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の額は、当該（1）の①から③までに定める額のうち最も高いものとする。（法第3条第6項関係）

(3) 自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯（「単数世帯」）の世帯主に対する支援金の支給額は、複数世帯の世帯主に対する支援金の支給額の4分の3とする。（法第3条第7項関係）

(4) 中規模半壊世帯の支援金の支給の申請は、従来の加算支援金の支給の申請と同様、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して37月を経過する日までにしなければならないこととし、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により期間内に申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができることとする。（令第4条第2項及び第4項関係）

第4 改正規定の施行及び適用

1. 法附則関係

本改正は公布の日（令和2年12月4日）から施行し、改正規定については、令和2年7月豪雨（令和2年7月3日発災）以降に発生した自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用する。

2. 令附則関係

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第11号）の公布・施行により、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の有効期限が平成32年3月31日から令和12年3月31日まで10年間延長されていることから、令附則第2項を改正し、令和12年3月31日までに行われた市町村の合併について、合併市町村に係る特例の対象とすることとする。

第5 被害認定及び罹災証明

住宅の被害認定については、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号）（以下「被害認定基準」という。）により市町村が実施することとしているが、今後発生する災害における中規模半壊の判定方法については、被害認定基準及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成13年7月作成、令和2年3月最終改訂内閣府（防災担当））の改定を、今年度内を目途に予定しているため、改定後の同指針を参考に、中規模半壊の判定を実施することとする。

被災者生活再建支援法の施行上留意すべき点について

- ・「法」＝別紙1に同じ
- ・「令」＝別紙1に同じ
- ・「基礎支援金」＝「法第3条第1項の規定による支援金（同条第2項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額及び令第3条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による加算額に係る部分を除く。）」
- ・「加算支援金」＝「法第3条第1項の規定による支援金（同条第2項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額に係る部分に限る。）」

第1 総論

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする法の趣旨に鑑み、迅速かつ公平な運用に努めること。

また、支給事務の実施に当たっては、マイナポータルを活用した電子申請や、マイナンバーを活用した住民票の添付の不要化など、被災世帯の早期の生活再建に資するよう、平時よりデジタル技術の活用等による業務の迅速化・効率化を積極的に検討するとともに、住民への制度周知に努めること。

第2 自然災害の認定

1. その他の異常な自然現象

法第2条第1号に定める「その他の異常な自然現象」とは、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等をいうこと。

2. 自然災害の認定

令第1条各号に定める「自然災害」は、原則として同一の自然現象（以下「原因」という。）によるものを単位とする。ただし、同時又は相接近して異なる原因による自然災害が発生した場合で、いずれの原因によるものであるかを判別できない場合には、これらの自然災害を1つの原因によるものとみなし、認定すること。

3. 都道府県及び市町村の人口

法第2条第2号の規定に基づき令第1条に定める自然災害として認定する場合の基礎となる都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の人口は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第254条に定める人口によるものとする。

4. 住宅の定義

- (1) 住宅とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないものとする。
- (2) 店舗兼住宅の場合、事業用の部分（店舗部分）は原則として住宅に含まず、居住部分（住宅部分）について被害認定調査を行うこと。ただし、店舗部分の被害が住宅部分に居住のための基本的機能を喪失するような影響を及ぼす場合には、これを住宅の被害として調査することは可能であること。
- (3) 居住とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることをいい、旅行者等の一時的な滞在、別荘等を一定期間管理する場合などは、居住には当たらないものとする。なお、住民票の有無は、生活の本拠を見分ける上で有力な判断材料の1つであること。

5. 世帯の定義

- (1) 世帯とは、社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうものとする。
なお、赴任先で被災した単身赴任者についても1つの世帯として取り扱うものとするが、生活の本拠が移転していないと認められる場合には、この限りでないこと。
- (2) 1つの建物に居住しているが、生計を異にしていると認められる者についても、別の世帯として取り扱うものとするが、この場合、災害発生時点で別の世帯として住民登録が行われていることを原則とし、住民登録上は同一世帯とされている場合には、公共料金の契約が別に行われている場合など生計が別であることを確認できる場合に限り、別の世帯として取り扱うものとする。

第3 法適用の手続き

1. 被害状況等の報告責任者

都道府県は、自然災害の被害状況等の報告事務について、責任者（以下「報告責任

者」という。)及びその補助者をあらかじめ定めること。

なお、報告責任者は、法施行事務主管課の職員のうち、係長以上の職にある者をもってこれに充てることとし、その氏名、連絡先等を内閣府政策統括官(防災担当)(以下「政策統括官」という。)及び法第6条に定める被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)あて報告すること。

また、報告責任者が交代した場合は、速やかにその旨報告すること。

2. 被害状況等のとりまとめ及び報告

都道府県は、発生した災害が令第1条各号に定める自然災害となることが明白である又はその可能性があると思われる場合には、次に掲げる事項について、市町村からの報告をとりまとめの上、速やかに政策統括官及び支援法人あて報告すること。また、その内容に変更があった場合は、その都度速やかに報告すること。

ア 災害が発生した日時及び場所

イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊(全焼、全流失を含む。以下同じ。)、半壊(半焼を含む。以下同じ。))及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等

※ 自然災害発生後の初期段階においては、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一の内容で差し支えない。

エ 法の対象となる又はその見込みのある自然災害が発生した市町村名(合併市町村に係る特例(令附則第2項)による場合は合併前の旧市町村名を併記。)又は都道府県名

オ その他必要な事項

3. 法の対象となる自然災害の公示

(1) 都道府県は、市町村からの報告を精査した結果、発生した災害が令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、次に掲げる事項について、速やかに政策統括官及び支援法人に報告するとともに、公示を行うこととする。

ア 法の対象となる自然災害が発生した市町村名(合併市町村に係る特例による場合は合併前の旧市町村名を併記。)又は都道府県名

イ 当該市町村(合併市町村に係る特例による場合は合併前の旧市町村名を併記。)における上記2(1)ウに定める世帯数(令第1条第3号に該当する場合は、都道府県を1つの単位とした世帯数)

ウ 公示を行う日

エ その他必要な事項

(2) 公示は、令第1条第1号及び第2号に該当する自然災害である場合は、市町村(地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区)

の区域を単位として行うこと。ただし、合併市町村に係る特例による場合は合併前の旧市町村の区域を単位とすること。

また、令第1条第3号に該当する場合にあっては、都道府県を1つの区域として行うこと。

(3) 都道府県は、以下の形式を参考にして公示を行うこととすること。

ア 通常の場合

令和〇年〇月〇日、〇〇市町村（又は〇〇都道府県）の区域内において発生した〇〇災害を被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする。

イ 合併市町村に係る特例による場合

令和〇年〇月〇日、〇〇市町村の区域のうち令和〇〇年〇月〇日に行われた市町村の合併前の旧△△市町村の区域内において発生した〇〇災害を被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする。

第4 被災世帯の認定

1. 住宅の被害認定及び罹災証明

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に基づき、市町村長は、被災者から申請があったときは、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付することとされていることから、住宅の被害認定については、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号）（以下「被害認定基準」という。）により市町村が実施すること。また、都道府県は、各市町村における罹災証明書の交付状況の把握に努めること。罹災証明書については、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年12月4日付け府政防第1747号）において、統一様式を提示しているため、より効率的な交付事務のために活用されたい。

なお、被害認定結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、被害認定基準の標準的な調査・判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成13年7月作成、令和2年3月最終改定内閣府（防災担当））（以下「運用指針」という。）等を参考に、迅速かつ適正な被害認定業務の実施に努めること。

※ 被害認定基準及び運用指針については、これまでの法改正に基づき、中規模半壊の判定方法を定める必要性等から、今年度内を目途に改定を予定。

2. 被災世帯

被災世帯の世帯主及び被災世帯に属する者の認定は、原則としてその災害が発生した日を基準とすること。

ただし、後述の法第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）の認定については、住宅の被害発生を要件としていないため、最初の火山噴火の日など自然災害が発生し

た初期の具体的事象が現出した時点に基づき定めること。

3. 全壊世帯

法第2条第2号イに定める世帯（全壊世帯）については、「当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯」としている。具体的には、被害認定基準による「住家全壊」の基準に従って、原則として住宅の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上のもの、または損害割合が50%以上のものについて、「全壊」の認定を行うこと。

4. 半壊解体・敷地被害解体世帯

(1) 法第2条第2号ロに定める世帯（半壊解体・敷地被害解体世帯）の「その他これらに準ずるやむを得ない事由」の認定にあたっては、被害の事情を踏まえ、適切に運用すること。

※ 想定される事例

- ・賃借している住宅が半壊となる被害を受け、賃貸人の意向で当該住宅が解体された場合
- ・豪雨等により住宅に流入した土砂等の除却や耐え難い悪臭等を理由に、当該住宅を解体せざるを得ない場合
- ・敷地の修復のために当該住宅を解体せざるを得ない場合 等

なお、解体する必要のない住宅をあえて解体することは、被災者本人のみならず、社会的にも大きな損失となるため、安易に解体すれば全壊並みの扱いとなるという誤解を招かないよう、都道府県及び市町村は、被災者に対する制度内容の周知に努める必要があること。

(2) 法第2条第2号ロに該当する場合は、基礎支援金の支給対象となるため、解体は、原則として基礎支援金の申請期間である13月以内に行われる必要があること。

5. 長期避難世帯

(1) 認定

① 法第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）とは、火砕流等により住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受けるおそれがあるなど、世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫しており、当該住宅への居住不能な状態が既に継続し、かつその状態が引き続き長期にわたり継続することが見込まれる世帯等をいうものとする。

なお、認定にあたっては、個別の災害があらかじめ令第1条各号に定める自然災害となることが前提であること。

② 長期避難世帯の認定については、自然災害が発生した市町村を包括する都道府県が行うものであるが、専門家等の意見等を参考にしつつ、慎重に検討したうえで決

定すべきものであること。

- ③ 本規定は、噴火被害による避難指示の設定等、危険な状態により長期の避難が見込まれる世帯や、離島における地震被害等により社会的インフラストラクチャーが失われ、居住することが不可能となったような世帯を念頭においたものであり、その認定については、認定時点において避難状態が解消する見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合とすること。

(2) 公示

- ① 都道府県は、長期避難世帯の認定をしたときは、次の事項について、速やかに政策統括官及び支援法人に報告するとともに、公示を行うこととすること。

- ア 長期避難世帯の所在する市町村名及び地域名
- イ 長期避難世帯となった日
- ウ 公示を行う日
- エ その他必要な事項

- ② 都道府県は、上記の公示について、次の形式例を参考にして行うこととすること。

令和〇年〇月〇日からの〇〇山噴火災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）とする。

令和〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事名

- 1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名
- 2 長期避難世帯となった日

(3) 解除

- ① 長期避難世帯として認定した後に、避難勧告又は避難指示の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあっては、速やかに長期避難世帯の認定を解除すること。ただし、避難指示等の解除後もライフラインの復旧に期日を要する場合には、ライフラインの復旧までは、なお長期避難世帯として取扱うことができること。

- ② 長期避難世帯の認定を解除した場合には、都道府県は、その旨を（2）に準じて公示すること。

- ③ 長期避難世帯の認定が解除された後は、法2条2号イ、ロ、二又はホに該当する

世帯は本制度の支援対象世帯となること。

(4) 特定長期避難世帯

- ① 法第2条第2号ハに規定する、自然災害によりその居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯（居住する住宅を建設、購入する世帯を除く。））のうち、政令で定める世帯に対する支援金についての特例を定めたものであること。
- ② 災害対策基本法に基づく避難勧告等が市町村の全区域に行われた時に当該避難勧告等に係る市町村の区域内に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して3年を経過したもののうち、当該避難勧告等の解除の公示の日から2年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの（特定長期避難世帯）の世帯主に対する支援金については、法で規定する額に70万円（単身世帯の場合は52万5千円）を加えた額とすること（ただし、その額が300万円（単身世帯の場合は225万円）を超えるときは300万円（単身世帯の場合は225万円））。
- ③ 災害対策基本法に基づく警戒区域への立入制限等が市町村の全区域に行われた時に当該立入制限等に係る市町村の区域内に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して3年を経過したもののうち、当該市町村の区域が警戒区域でなくなった日から2年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの（特定長期避難世帯）の世帯主に対する支援金については、法で規定する額に70万円（単身世帯の場合は52万5千円）を加えた額とすること（ただし、その額が300万円（単身世帯の場合は225万円）を超えるときは300万円（単身世帯の場合は225万円））。
- ④ 特定長期避難世帯の特例に係る支援金の支給の申請は、避難勧告等又は立入制限等が行われている期間が通算して3年を経過した日から起算して原則として13月を経過する日までに、申請書に、必要な書面を添えて、市町村を経由して、都道府県に提出しなければならないこと。

6. 大規模半壊世帯

法第2条第2号ニに定める世帯（大規模半壊世帯）については、「当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯」としている。大規模半壊は、「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要である場合を念頭においている。この趣旨を踏まえつつ、具体的には、被害認定基準による「住家半壊」の基準のうち、原則として下

記に従って「大規模半壊」の認定を行うこと。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

※「構造耐力上主要な部分」とは、令第2条により、建築基準法施行令第1条第3号に定めるものとする。

具体的には、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの））等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

7. 中規模半壊世帯

法第2条第2号ホに定める世帯（中規模半壊世帯）については、「当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）」としている。中規模半壊は、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要である場合を念頭においている。この趣旨を踏まえつつ、具体的には、被害認定基準による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記に従って「中規模半壊」の認定を行うこと。

住家半壊の基準	うち「中規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	30%以上50%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	30%以上40%未満

第5 支援金の支給

1. 基礎支援金

- (1) 基礎支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者。以下「申請者」という。）は、自然災害の発生した日

を基準とした当該世帯に関する次に掲げる事項等を記載した被災者生活再建支援金支給申請書（以下「支給申請書」という。）を、市町村を經由して、都道府県に提出する必要があること。

- ア 世帯に関する事項
- イ 住宅の被害に関する事項

(2) 基礎支援金の申請者は、次に掲げる書面を支給申請書に添付する必要があること。

ア 住民票等：被災時に当該世帯が居住していたことが確認でき、かつ、居住する住宅の所在、世帯主及び世帯の構成が確認できる証明書面（外国人世帯にあっては、外国人登録済証明書等）

※マイナンバーを活用した場合は添付不要

イ 罹災証明書：市町村が発行する当該住宅の被害の程度を証明した書面（長期避難世帯は除く。）

ウ 預金通帳の写し：銀行・支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの

※ 半壊解体・敷地被害解体世帯の場合、上記に加え、以下の書類が必要となる。

エ 解体（確認）証明書、滅失登記簿謄本等の住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書面

オ 半壊解体・敷地被害解体世帯のうち、住宅の敷地に被害を受けた世帯の場合においては、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書面

カ 長期避難世帯が申請する場合には、当該世帯に該当する旨の市町村による証明書面

2. 加算支援金

(1) 加算支援金の支給を受けようとする申請者は、法第3条第2項各号又は同条第5項各号に掲げる世帯のいずれかに該当する旨（すなわち、居住する住宅を建設、購入、補修した世帯、公営住宅以外の住宅を賃借した世帯）を記載した支給申請書を、市町村を經由して、都道府県に提出する必要があること。

(2) 中規模半壊世帯の申請者は、次に掲げる書面を支給申請書に添付する必要があること。

ア 住民票等：被災時に当該世帯が居住していたことが確認でき、かつ、居住する住宅の所在、世帯主及び世帯の構成が確認できる証明書面（外国人世帯にあっては、外国人登録済証明書等）

※マイナンバーを活用した場合は添付不要

イ 罹災証明書：市町村が発行する当該住宅の被害の程度を証明した書面（長期

避難世帯は除く。)

ウ 預金通帳の写し：銀行・支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの

- (3) 加算支援金の申請者は、法第3条第2項各号又は同条第5項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面を添付する必要があること。この書面としては、住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写しを添付することが原則であるが、住宅建設であれば登記簿謄本や建築確認書の写しなど代替できる書面が提出された場合には柔軟に対応すること。
- (4) なお、契約書は必ず申請者又は申請者と同一世帯に属する者が契約者となっていることが必要であること。(それ以外の者との共同契約(建設された住宅も共有となる)であってもよい。)
- (5) 賃借した住宅としては、ホテルや旅館等明らかな仮住まいの場合は該当しないものであること。
- (6) 長期避難世帯の場合、避難前に居住していた住宅を補修するということは基本的に想定されないこと。

3. 申請期間の延長

- (1) 支援金の申請期間の延長は、令第4条第4項の規定により、都道府県(法第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、支援法人)が、被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があると認められる場合に行うものとするが、この場合でも、本制度が早期の生活再建、地域復興を目的としていることを踏まえ、1年を超えない範囲で、真に必要と判断される期間を設定するものとし、再延長については、更に慎重に検討すること。
- (2) 特に、基礎支援金については住宅が全壊等した世帯に対する見舞金的性格を有しているものであり、時期を逸せず支給する必要があることから、特段の事情のない限り、申請期間の延長を行わないものとする。
- (3) なお、発生した自然災害の状況によっては、個別に延長期間を定めることが支給事務の煩雑さを招くとともに、被災世帯間の公平性が損なわれることとなるため、原則として市町村単位に、申請期間の延長を行うことができるものとし、この場合には、申請期間を延長した日数、延長を行った理由、対象となる市町村名について、速やかに政策統括官あて報告をするものとする。

4. 支給の決定

- (1) 都道府県知事（都道府県が法第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、支援法人。（2）において同じ。）は、申請者に対して支援金を支給することを決定したときは、支給番号、申請期間等を記載した被災者生活再建支援金支給通知書を申請者に速やかに交付しなければならないこと。
- (2) 都道府県知事は、申請者に対して支援金を支給しないことを決定したときは、被災者生活再建支援金支給却下決定通知書を申請者に速やかに交付しなければならないこと。

(別紙3)

自然災害における保険・共済の加入促進に向けて

第1 保険・共済の加入促進の位置づけ

1. 防災基本計画

防災基本計画（令和2年5月中央防災会議）において、「国、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、（中略）、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする」とされている。

2. 「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」報告（平成29年3月31日 内閣府（防災担当））

内閣府では、自然災害の多い我が国において、被災者が生活再建・住宅再建を円滑に進められるよう、自然災害による損害を補償する保険・共済への加入を一層促進するため、平成28年12月より開催した「保険・共済による災害への備えの促進委に関する検討会」の報告において、「大規模災害時には膨大な住家被害が想定されており、こうした「公助」「共助」には限界があることから、住宅再建・生活再建のためにはまず各世帯が保険・共済により事前に備えることが重要」とされており、平成29年3月31日付で各都道府県に対して、保険・共済の加入促進及び管内市区町村への周知の依頼をしている。

3. 「被災者生活再建支援制度のあり方に関する実務者会議」検討結果報告（令和2年7月30日）

内閣府と全国知事会の実務者で構成された「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」において、「被災後の生活再建のためには、保険・共済に加入する等の「自助」の取組が重要」であり、「国、地方公共団体は連携して、関係団体等とも協力しながら、住民に対し、自然災害に備えた適切な保険・共済への加入を促進するなど、被災時の生活再建に向けた自助の取組を即していく必要がある」とされている。

第2 保険・共済の加入促進に向けた取組の推進

保険・共済の加入促進に向け、以下の取組を実施することが考えられるため、第1の趣旨を踏まえ、各都道府県において、貴下市町村と連携して積極的に取組んでいただくようお願いする。

1. 地域防災計画における保険・共済の加入促進の取組の位置づけ及び住民周知の実施

上記第1の1. で示した防災基本計画の記載に基づき、一部の地方公共団体においては、保険・共済に係る事項を地域防災計画に盛り込んでいるが、多くの地方公共団体において、防災基本計画に基づいて記載がなされていないため、地域防災計画に自然災害における保険・共済の加入促進を位置づけた上で、実際に普及啓発を実施すること。

2. 新たなリーフレット（別添）を活用した住民への普及啓発の実施

今般の被災者生活再建支援法の改正内容とともに、保険・共済の加入促進に関し、内閣府において全国知事会等の協力も得て、住民の理解に資する内容をまとめた新たなリーフレットを作成したところであり、これを活用して住民への普及啓発を実施すること。

併せて、内閣府のホームページ防災情報のページに掲載している「水害・地震から我が家を守る保険・共済加入のすすめ」（パンフレット）も必要に応じて活用されたい。

被災者生活再建支援金の支給対象が拡充されました

～損害割合※が30%台の方も支給対象となります～



※住宅の主要な構成要素の経済的被害の、住家全体に占める割合

被災者生活再建支援制度の内容

新たに「中規模半壊」が支給対象となりました

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(注意) 被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。

中規模半壊について

○自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯については、「中規模半壊世帯」として、新たに支援金の支給対象となります。

○災害による被害の程度を証明する書面(「罹災証明書」といいます)に記載される住宅の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」または「中規模半壊」とされている場合、支援金の申請を行ってください。

< 罹災証明書の例 >

お手続きの流れ

※ 住宅の建設、購入、補修又は賃借を行う場合
(既に行っている場合を含む)

罹災証明書の申請・交付 (住宅の被害の程度を確認)

市町村へ被災者生活再建支援金の申請

被災者生活再建支援金の受取

ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお願いいたします。

〇〇県△△市□□課 担当：支援金太郎 (TEL: 0000-00-0000)

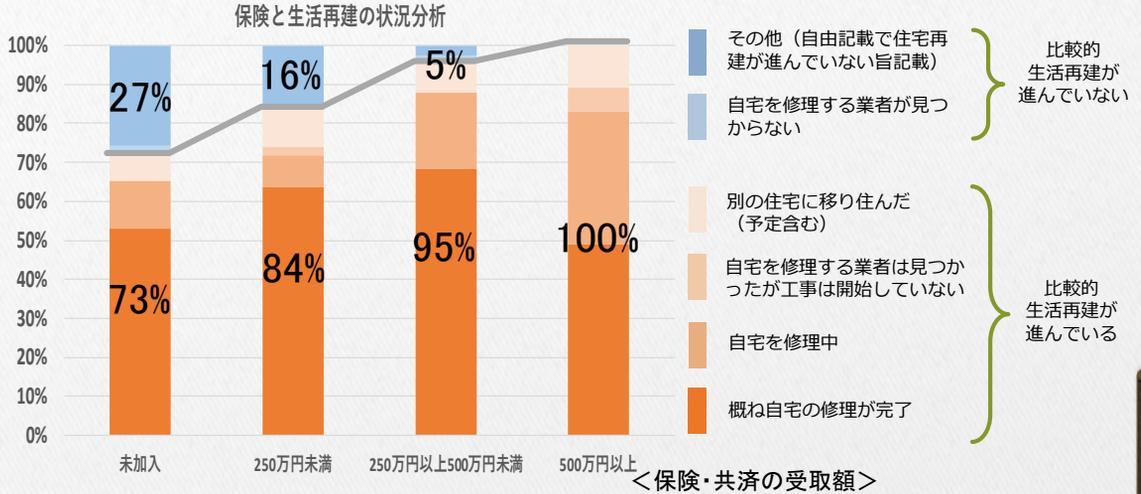
いざというときに備えて保険・共済に加入しよう

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。既に参加している方も補償対象・内容が十分か見直してみましょう。

保険・共済に参加していることで速やかな生活再建が期待できます

全国知事会等の実務者で構成された「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告（令和2年7月30日）では、「被災後の生活再建のためには、保険・共済に参加する等の「自助」の取組が重要である」とされています。

*保険・共済に参加されている方々は、生活再建の進んでいる割合が高くなっています。



令和元年東日本台風による水害で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施したアンケート調査結果等に基づき集計（n=250）

☆速やかな生活再建には、保険・共済に参加する等の取組が大切です。

ご加入されている保険・共済の補償内容をご確認ください

保険・共済に参加することで、災害による、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや、基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。ご自宅の災害リスクをしっかりと確認して、必要な補償を確保しましょう。



台風・暴風雨



土砂災害



洪水



突風・竜巻



大雪



地震



津波



火山の噴火

など

**補償される範囲は、どの保険・共済に参加するかによって異なります
（詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう）**

※共済については、原則、出資金を納めて組合員となることが利用の前提となるので、個々の共済団体に確認ください。

例えば、一般的な火災保険では、地震、津波、火山の噴火は補償されませんので、それらに備えるためには、「地震保険」を付帯する必要があります。

